

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法違反に係る行政処分の公表の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）に基づき行政処分を行った場合の公表に関し、必要な事項を定め、行政処分の公平性、透明性の向上を図るとともに、その適正な執行を図ることを目的とする。

(公表する行政処分の対象)

第2条 この要領により公表する行政処分の対象は、法第12条に規定する改善命令に該当する場合とする。

(公表の基準)

第3条 行政処分の公表に当たっては、次の基準に従うものとする。

- (1) 前条に該当する場合は、公表するものとする。
- (2) 本条第1号に該当する場合でも、次の事項に該当するときには公表しないものとする
 - ア 公表することにより司法機関の捜査に支障を来す恐れがあるとき。
 - イ その他公表しない合理的な理由があると認められるとき。

(公表の内容)

第4条 行政処分を行った場合は、記者発表（資料提供を含む）により次の内容を公表するものとする。

- (1) 被処分者名
- (2) 行政処分の内容
- (3) 処分理由及び根拠条文
- (4) その他必要と認めた事項

(公表の時期)

第5条 行政処分の内容を公表する時期は、被処分者がその内容を知り得る日以降とする。

附 則

この要領は、平成30年7月13日から施行する。